

Inter alia...



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

AZB & PARTNERS 法律事務所

インターエイリア・2018年6月号・配付先限定ニュースレター

本号の内容

PAGE

- 2 : 企業および SCRA
- 3 : 外国為替
- 4 : 資本市場
- 7 : 銀行業務および金融
- 8 : メディアおよび通信
- 9 : 税金
- 10 : 雇用
- 10 : 知的財産
- 10 : 不動産
- 11 : 訴訟

Inter alia... は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が 3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール editor.interalia@azbpartners.com にてご連絡頂くか、AZB & Partners までお電話ください。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ MUMBAI : AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 66396888 | EMAIL mumbai@azbpartners.com

ムンバイ MUMBAI : Sakhar Bhavan | 4th Floor | Nariman Point | Mumbai 400021 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 49100699 | EMAIL disputeresolution.mumbai@azbpartners.com

デリー DELHI : AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 120 4179999 | FAX +91 120 4179900 | EMAIL delhi@azbpartners.com

グルガオン GURGAON : Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 124 4200296 | FAX +91 124 4038310 | EMAIL gurgaon@azbpartners.com

バンガロール BANGALORE : Embassy Icon | 7th Floor | Infantry Road | Bangalore 560001 | India | TEL +91 80 42400500 | FAX +91 80 22213947 | EMAIL bangalore@azbpartners.com

プネー PUNE : Onyx Towers | 1101-B | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | TEL +91 20 67256666 | FAX +91 20 67256600 | EMAIL pune@azbpartners.com



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 2017年改正会社法の特定条項の施行

企業 および SCRA

❖ 2018年4月のInter alia 特別号では、公告のとおり、2017年インド共和国会社法（以下「**本改正法**」といいます）の規定に従い紹介するよう提案された2013年インド共和国会社法（以下「**本会社法**」といいます）の主な改定内容に焦点を当てて紹介しました。2018年5月7日に発効する本改正法の特定条項をインド企業省（以下「**MCA**」といいます）が公告しています（以下「**本MCA公告**」といいます）。以下が本MCA公告により公告されている本会社法の主な改正内容です。

- i. 「関連会社」の定義で使用されるとおり、「重大な影響」という用語の意味を変更し、「合併事業」という用語の意味を明確化するため、本会社法の条項2(6)（「関連会社」の定義）が改訂されています。
- ii. 子会社の定義において、「総株式資本」という語句が「総投票件数」に置き換わっています。今回の改正と合わせて、MCAは、2014年会社法（定義詳細仕様）規則の規則(2)(1)(r)に規定の「総株式資本」¹ という語が本会社法で使用されなくなったため、この用語を削除する旨の2018年5月7日付の公告を発出しています。
- iii. 目論見書で開示される事項に関連する本会社法の条項26の改正。
- iv. 本会社法の条項54(1)が、会社が事業を開始した日から1年を経過しなければスウェット・エクイティ・シェアを発行することができないという基準を削除することにより、改正されています。
- v. 本会社法の条項89が新しい副項(10)を挿入することにより、条項89および90を解釈する上で「受益権」の定義を紹介するよう改正されています。
- vi. 本会社法の条項90が重要な受益権の宣言に関連する条項を採用する形で改正されています。
- vii. 本会社法の条項129(3)が、子会社と関連会社の両方を対象とすべく連結財務諸表を作成するよう要件を厳格化することにより改正されています（以前は、子会社のみが対象でした）。
- viii. 本会社法の条項139(1)が、各総会で株主により承認される監査人の任命に関する要件を削除することにより改正されています。
- ix. 本会社法の条項149が、新たに株式会社化された会社の役員の実居要件を明示し、独立役員の実居要件を変更する形で改正されています。
- x. 本会社法の条項164が、会社の役員に任命され、条項164(2)の要件を満たさない人も、任命日から6か月間の資格停止を受けないことを規定するよう改正されています。
- xi. 本会社法の条項167が役員の実務所に誰もいない状況に関連して改正されています。
- xii. 本会社法の条項173(2)が、ビデオ会議およびその他の音響映像手段を使用して特定事項を検討するための会議に役員を出席させるよう改正されています。
- xiii. 本会社法の条項177が、会社が監査委員会を設立するよう求められる状況、および会社が監査委員会の委任事項を変更する状況を変更する形で改正されています。
- xiv. 本会社法の条項178が、会社が指名報酬委員会を設立するよう求められる状況、および会社が指名報酬委員会の役割を変更する状況を変更する形で改正されています。
- xv. 本会社法の条項185が、役員および役員と関連を持つと考えられる特定の人や団体に融資を行ったり、保証または担保を提供したりする企業に関連する条項を修正する形で改正されています。
- xvi. 本会社法の条項186が、ある企業により買収された別の法人により提供される融資、保証、担保もしくは同法人の株式に関連して改正されています。

❖ 2014年会社（取締役会およびその権限）規則の改正

❖ MCAは、2018年5月7日付の公告により、2014年会社（取締役会およびその権限）規則（以下「**本取締役会規則**」といいます）を改正しました。主な改正内容は以下のとおりです。

- i. 本取締役会規則の規則4は、企業の実務取締役会の実際の会議でのみ取り扱われる必要があった項目の一覧を示しています。これらの項目に関する改正に従い、役員は現在、ビデオ会議またはその他の音響映像手段を使用して取締役会に参加することが認められています。ただし、かかる取締役会を構成する定数が実際に参加する役員数により満たされることを条件とします。このことも、2018年5月7日発効の本会社法の条項173(2)の改正により明確化されています。
- ii. 本取締役会規則の規則6は、各「上場会社」が監査委員会および指名報酬委員会を開設するよう求めていました。今回の改正に従い、この要件の適用は、「上場公開企業」のみに限定されています。

1 「総株式資本」という用語は、(a) 払い込み済み株式資本と (b) 転換可能優先資本の合計と定義されていました。



❖ インド共和国準備銀行（以下「RBI」といいます）は、ある程度の運用柔軟性および負債を抱えた対印間接ポートフォリオ投資家（以下「FPI」といいます）による投資のための過渡的方法を提供するため、2018年4月27日付けおよび2018年5月1日付のRBI公告を取り消す2018年6月15日付の公告（以下「本公告」といいます）を最近公布しました。以下は、この公告によりもたらされた主な変更点の概要です。

- i. **社債の最短残存期間の短縮**：FPIによる社債への投資に必要な最短残存期間が3年から1年に短縮されています（1日の終値を基に計算されるあるFPIによる社債の短期投資額²がそのFPIの社債の合計投資額の20%を超えてはならないことを条件とします）。
 - (a) 資産再建会社により発行されるセキュリティーシート（以下「SR」といいます）により行われた投資、または
 - (b) 2018年4月27日以前に行われた投資は、前述の限度の計算に加味することはできません。
- ii. **個人投資家またはグループ投資家に適用される割合制限**：今回の公告では、個人投資家またはグループ投資家を対象とした以下の社債投資制限が課されています。
 - 「発行」ごとの制限：FPIは、発行社債の50%を上限として、社債の発行に投資することができます。FPIやその投資グループによる投資がすでにこの限度を超えている場合、そのFPIは、この限度を守るまで、該当の社債発行に投資することができません。この要件は、FPIによるSRへの投資には適用されません。
 - 「企業」ごとの制限：2018年4月27日時点で、FPIは、1社の企業に対して、自身の社債ポートフォリオ全体の20%を超える損失可能投資額（これには、該当企業の関連企業に対する損失可能投資額が含まれます）を保有することができません。損失可能投資額が20%を超える場合、FPIは、上記の割合制限が守られるまで、該当の企業またはグループに投資することはできません。2018年4月27日以降にFPIにより実施された新規社債（上記a）項で説明の企業以外の企業）への投資額は、2019年4月1日以降、企業ごとの制限20%を守る必要があります。2018年4月27日以降に登録したFPIは、(a) 2019年3月31日または (b) 登録日から6か月後のいずれか後に来る日までにこの要件を遵守することが認められています。社債に関する上記の制限は、多国間金融機関による投資およびFPIによるSRへの投資には適用されません。
- iii. **未成立投資の基準の緩和**：2018年4月27日時点で処理中であり、成立していなかったFPIによる社債への投資取引（未成立投資）は、FPIの証券保管期間が (a) 価格/レート、方針および投資額などの主要な要因について、2018年4月27日以前にFPIと発行者との間で合意されていること、(b) 実際の投資が2018年12月31日までに開始されること、ならびに (c) 投資が2018年4月27日までにFPIによる社債への投資を規定する現行規則に従い行われること、の各項目を合理的な範囲で満たすことを条件として、上記の「発行ごと」の制限および「企業ごと」の制限の適用が除外されます。
- iv. **FPIのカテゴリごとの割合制限**：該当のカテゴリごとの制限としては、とりわけ、FPIによる中央政府証券（以下「G-secs」といいます）、国務省ローン（以下「SDL」といいます）および社債への投資について、この公告により (i) 現行の制限の15%および (ii) 現行の制限の10%と規定されています。
- v. **G-secsの最短存続期間**：今回の公告では、存続期間が1年未満のFPIによる証券への投資が該当FPIによるG-secsへの合計投資額の20%を超えないことを条件として、FPIが最短存続期間の限度なくG-secs（短期国債およびSDLを含む）に投資することを認めています。
- vi. 中央G-secsへのFPIの合計投資額の上限が同証券の発行済み株式数の20%から30%に引き上げられています。

❖ 対印間接ポートフォリオ投資家による債券投資の変更

2 存続期間が最長1年の投資。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

vii. FPIは、一部支払済み証券への投資を禁じられています。

資本市場

❖ FPIに対するクライアントの要件を把握してください

❖ インド共和国証券取引委員会（以下「SEBI」といいます）は、2018年4月10日付の通達により、FPIに適用される既存のクライアント把握（以下「KYC」といいます）要件に対する以下の主要な変更を規定しています。

- i. 受益所有者（以下「BO」といいます）の身元確認および証明を2005年資金洗浄防止（記録管理）規則（以下「PMLA規則」といいます）の規則9に従い行う必要があります。これに伴い、会社またはトラスト組織を所有するFPIのBOの身元を支配所有権および支配権に基づき特定し、合資会社および法人格のない社団の場合は、所有権または受給権に基づきFPIの身元を特定する必要があります。
- ii. 支配所有権に基づくBOの身元特定の重要性判定基準は、(i) 会社の場合25%、(ii) 合資会社、トラスト、および法人格のない社団の場合は15%となります。「高リスク区域」出身のFPIに関しては、仲介者がBOの身元確認に対しより低い10%の重要性判定基準を適用し、カテゴリ-IIIのFPIに適用されるKYC文書の遵守を保証することもあります。まずはこの基準がFPIレベルで適用され、実質的な株主/所有者実体のレベルのBOの特定には、次の段階の身元特定の原則が適用されます。BOが特定されない場合、BOは、FPIの上級役員となります。
- iii. 在外インド人（以下「NRI」といいます）、インド系海外市民（以下「OCI」といいます）、国内居住インド人は、FPIのBOにはなれません。ただし、あるFPIが他のFPIのカテゴリ-II投資マネージャーであり、非投資実体である場合、このFPIはNRIまたはOCIにより奨励されることがあります。

FPIの投資限度額の分担も、上記の形式によるBOの身元特定を基に行われます。

❖ SEBI上場規則の改正

❖ SEBIが2018年5月9日に2015年SEBI（上場義務および企業内容開示要件）規則（以下「本上場規則」といいます）に対し行った主な改正は、以下のとおりです。

- i. 上場企業の株式の20%以上を保有する発起人または発起人グループに属する個人または団体は、現在は「関係者」とみなされます。
- ii. 最後に監査された財務報告書に則り、上場企業の連結売上高の2%超に相当するブランド使用料やロイヤルティーの上場企業による関係者に対する支払いは、実質的な関係者取引と判断されます。
- iii. 「独立役員」の定義が、(i) 該当上場企業の発起人グループの一員である、または一員であった役員、および(ii) 該当上場企業の非独立役員が独立役員となっている別の会社で非独立役員とはなっていない役員を排除する形で改正されています。
- iv. トップ500上場企業の取締役会には2019年4月1日までに、トップ1000上場企業の取締役会には2020年4月1日までに、最低1名の女性の独立役員を任命することが求められています。
- v. ある子会社が「主要子会社」か否かを判断する基準が、前会計年の該当上場企業およびその子会社の連結収入または連結純資産の20%から同10%に引き下げられています。
- vi. 非常勤取締役の年齢制限、取締役会会長の資格基準、取締役会および委員会の会議の定数、役員の報酬、およびその他関連事項に関して、別途要件が課されています。
- vii. いずれの人も9社以上（2019年4月1日より発効）および8社以上（2020年4月1日より発効）の会社の取締役にはなれません。
- viii. 現在、上場企業は、関係者取引の重要性判定方針に取締役会により正当に承認を受けた明確な基準を設けることが求められており、この方針を3年に1度見直す必要があります。

❖ 企業統治委員会の特定推奨事項の実施

❖ SEBIは、Uday Kotak 議長の下、企業統治委員会の特定推奨事項の実施を規定する2018年5月10日付の通達（以下「本通達」といいます）を発しました。以下の規定が現在、一般に認められた証券取引所に普通株が上場されている企業に適用されます。

- i. **取締役会評価に関する情報開示：**上場企業は、取締役会の評価に関する情報開示の一環として、当年の観察事項に基づき、当年の取締役会の評価、前年の観察事項、および同様に提示された措置に従い取られた措置などを考慮することができます。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ii. **グループ統治体**：ある上場企業が複数の非上場子会社を保有している場合、この上場企業は、その取締役で構成される専門のグループ統治体または統治委員会ならびに強力かつ効果的なグループ統治方針により、非上場子会社の統治状況を監視することができます。
- iii. **中長期戦略**：上場企業は、その競争力の範囲内で、取締役会が設定した期間、年次報告書の経営者による財務・経営成績の分析の項目に従い、中長期戦略の開示を検討することができます。また、上場企業は、進捗状況の適切な測定を行えるよう、同社の長期戦略に固有の明確な長期測定方法群をまとめ上げることができます。

❖ SEBIは、インフラ投資信託（以下「**InvIT**」といいます）による単位持分の優先発行のガイドラインを定めた2018年6月5日付の通達（以下「**本通達**」といいます）を発しました。本通達に従い、上場InvITは、以下の条件を満たすことを条件として、機関投資家に単位持分を優先発行することができます。

- i. **優先発行の条件**：(a) InvITの単位保有者は、優先発行を承認する議決を通過させる必要があります。(b) InvITは、公開単位保有の最低要件、上場継続の条件、および情報公開義務に従う必要があります。(c) InvITによる持分単位の優先発行は、基準日の6か月前に完了しておく必要があります、発行は、承認議決から12か月以内に完了されます。(d) 持分単位の優先発行は、ある会計年において最小2人、最大1000人の投資家に対し実施することができます。
- ii. **募集文書**：InvITによる持分単位の優先発行は、本通達で指定の公開情報を含む必要のある募集文書に基づき実施されます。InvITは、一般的に知られた証券取引所の仮承認を申請する一方で、募集文書のコピー、本通達の規定の遵守を確認するマーチャントバンクまたは監査役により発行された証明書、および証券取引所により求められるその他の文書を提供する必要があります。
- iii. **価格**：優先発行は、基準日前の2週間のうちに証券取引所で付けられる持分単位の終値のうち、週の最高値および最安値の平均値以上の価格で実施する必要があります。InvITは、一部払い込み済みの持分単位を割り当てることはできません。また、優先発行のために決定された価格は、InvITが(i) 持分単位を適切に発行し、(ii) 該当の証券取引所の意見により調整が求められる同様の出来事または状況に関与している場合、適切な調整を行う必要があります。
- iv. **割り当ての制限**：出資者以外のInvITの当事者または関係者に割り当てを行うことはできません。
- v. **譲渡の制限**：優先発行時に割り当てられる持分単位は、一般に知られた証券取引所を除き、割当日から1年間は売却することができません。

❖ InvITによる持分単位の優先発行のガイドライン

❖ SEBIは、最近、2014年SEBI (REIT) 規則（以下「**本REIT規則**」といいます）および2014年SEBI (InvIT) 規則（以下「**本InvIT規則**」といいます）を改正して、不動産投資信託（以下「**REIT**」といいます）およびInvITが債権を発行することを認めています。SEBIは、2018年4月13日付の通達（以下「**本通達**」といいます）により、REITおよびInvITによる前述の債権の発行に関するガイドラインを発表しています。本通達では、債権を発行するREITおよびInvITが以下の方法により2008年SEBI (債権の発行および上場) 規則（以下「**本ILDS規則**」といいます）の規定に従う必要があることを定めています。

- i. 同じグループの一員である人または同じ管理下にあり、同じ債権償還準備基金の設立要件が適用される人に融資したり、かかる人の株式を取得したりするための債権の発行に関する本ILDS規則の規則4 (5) の制限は、REITおよびInvITによる債券発行には適用されません。
- ii. 本ILDS規則の観点から本会社法に従い実施される法令準拠行動は、本通達で特別に規定されている場合を除き、債券発行に関してはREITおよびInvITには適用されません。

債券発行に際し、REITまたはInvITは、債権を発行するREITまたはInvITの受託者以外に、SEBIが登録した1名以上の債権受託者を指名します。また、債権は、債券およびそれにかかる利子の金額の返済に十分な価値を有するREIT、InvIT、持ち株会社、または特別目的体 (SPV) の資産に対し担保権を設定することにより保証されます。本通達はまた、特定の情報開示および法令遵守に関する追加要件も規定しています。

❖ SEBIは、2018年5月31日付で、2009年SEBI (普通株の上場廃止) 規則（以下「**本上場廃止規則**」といいます）および2011年SEBI (公開買付) 規則（以下「**本公開買付規則**」といいます）の改正を公告しています。この改正では、上場会社に関して、本上場廃止規則および本公開買付規則が破産倒産法（以下「**IBC**」といいます）に従い承認された再建案に基づき実施される取引には適用されない旨が定められています。以下の主要な改正が行われています。

❖ REITおよびInvITによる債券発行のガイドライン

❖ 本上場廃止規則および本公開買付規則に従い導入のIBC適用除外



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- i. 本上場廃止規則は、再建案が (i) 上場企業の普通株の上場廃止を完了させるための特定の手順を定めている場合、または (ii) 再建案で指定の価格で既存の一般株主に撤退オプションを提供している場合、かかる再建案に従い実施される上場企業の普通株の上場廃止には適用されません。ただし、株主の撤退は、IBCに規定の優先順位で賦課金を支払った後、2016年インド共和国破産倒産委員会（法人の破産解決処理）規則の条項35に従い取り決められた清算価値以上の価格で行われる必要があります。既存の発起人またはその他の株主がある価格で再建案に従い撤退する機会が与えられる旨の提案を受けた場合、上場廃止は、かかる発起人またはその他の株主が直接的または間接的に撤退手段を提示された価格以上の価格で行われる必要があります。
- ii. 株式取得者および株式取得者とともに活動する人の合計持分が最大許容非浮動株式保有割合、すなわち75%を超えることとなる対象企業の株式または投票権の取得を制限する本公開買付規則の規則3 (2) の但し書きで規定されている禁止事項は、IBCに従い承認された再建案に規定の株式取得を申し出る取得者には適用されません。

❖ 信用格付け機関の情報公開・透明性基準の強化

❖ SEBIは、信用格付け機関（以下「**CRA**」といいます）の統制、説明能力、および機能を強化するためのガイドラインを定めた2018年5月30日付の通達（以下「**本通達**」といいます）を発しました。

- i. **格付けの審査**：CRAにより証券に対し行われる格付けの審査を発行者が要求した場合は、必ず過半数が独立構成員³により構成されるCRAの格付け委員会による審査を受ける必要があります。
- ii. **格付け不承諾の開示**：承諾されなかったすべての格付けは、この格付けが承諾されなかった格付けとして開示される日から12か月間、CRAのウェブサイトで開示する必要があります。
- iii. **開示の正当化**：CRAは、半年の間に実施され格付け活動のスナップショットを提示する格付け概要シートを半年に1度、該当の半年期間の終了（3月または9月）から15日以内に自身のウェブサイトにアップロードする必要があります。これらの格付けは、有価証券と有価証券以外の金融商品に対し別々に行う必要があります。

❖ 外国政府または外国政府関連組織の投資限度額の分担に関する説明。

❖ SEBIは、2018年4月10日付の通達（以下「**本通達**」といいます）により、外国政府およびその関連組織、すなわち外国の中央銀行、政府系ファンド、インド国内で対印間接ポートフォリオ投資家（以下「**FPI**」といいます）として登録されている外国政府機関の投資限度額の分担に関連する特定の説明を発表しています。以下の主要な説明が行われています。

- i. 対象受益所有者が同じである場合、すべての外国政府およびその同じ管轄区域の関連組織ならびに同じ投資グループを構成する外国政府機関の持分は、合わせてインド企業の後継支払済み資本の10%未満とする必要があります。
- ii. インド政府がとりわけ個別に扱うべき特定の組織を認識して、主権を有する他の政府と条約を締結した場合、SEBIは、かかる条約が有効である間、かかる条約がFPIに適用される投資制限を目的としたものであると認識する場合があります。
- iii. 外国政府またはその関連組織による連邦構造を有する国の県や州からの投資は、かかる県や州が2005年資金洗浄防止（記録の管理）規則に従い特定された異なる受益所有者を設定している場合、分担されません。

最後に、本通達では、投資限度が守られなかった場合、FPIがかかる投資限度違反を引き起こした取引の終結日から5取引日以内にその持分を売却することが求められています。または、FPIの任意により、かかる投資を外国直接投資と判断することも可能です。

❖ 上場インド企業における外国投資限度の監視

❖ SEBIは、2018年4月5日付の通達（以下「**本通達**」といいます）により、上場インド企業における外国投資限度の監視（株式価値を十分に希薄化した場合の該当企業の払い込み済み自己資本に基づく）のガイドラインを発表しています。1999年インド共和国外国為替管理法（以下「**FEMA**」といいます）は、同法に従い発布された規則と合わせて読まれ、FPI合計投資額限度、NRI合計投資額限度、部門ごとの上限など、上場インド企業におけるさまざまな外国投資限度を規定しています。これらの外国投資限度を遵守する責任がインド企業に課せられています。上場インド企業による法令遵守を推進するため、SEBIは、2018年6月1日より発効の枠組みを策定しました。

上場インド企業への投資限度を監視するために必要なインフラおよびITシステムを受託所、すなわちナショナル・セキュリティーズ・デポジトリー・リミテッド（National Securities Depository Limited）およびセントラル・デポジトリー・セキュリティーズリミテッド（Central Depository Securities Limited）に設置実装する必要があります。各企業は、外国投資限度の監視のため、「指定預託機関」として1か所の預託機関

.....
3 CRAまたはその職員と金銭上の関係を持っていない人。

を指名する必要があります。証券取引所は、インド企業の払い込み済み自己資本に関するデータを同企業の指定預託機関に提出します。

外国投資がFPI合計投資額限度、NRI合計投資額限度、または部門ごとの上限の3%以内に収まっている場合は、必ず警告が発せられます。任意の企業について警告が発せられると、外国投資家は、FPI合計投資額限度、NRI合計投資額限度、または部門ごとの上限が守られなかった場合、取引終結日から5取引日以内に過剰な持分を売却しなければならないことを明確に理解した上で、該当企業の株式の取引を行うよう意識して判断を下します。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

銀行業務 および 金融

❖ 2018年4月27日、RBIは、既存の対外商業借入（以下「**ECB**」といいます）の枠組みにおける以下の主要な緩和措置を定めたECBの合理化および自由化に関する方針（以下「**本ECB方針**」といいます）を発表しています。

- i. 政策金利に対し、4.5%の均一の総費用上限が規定されています。政策金利は、トラックIおよびトラックIIについては6か月の米ドルLIBOR（または各通貨に該当する政策金利）で、トラックIII（ルピー-ECB）およびルピー建て債券については、同様の満期のインド政府証券の現行の利回りとなります。
- ii. 自動承認ルートで直接外国株主から調達されたECBの自己資本率に対する負担が7:1に引き上げられています。任意の組織により調達されたECBの合計額が500万米ドルを超えない場合、この比率は適用されません。
- iii. RBIは、あらゆるトラックでECBに役立てるため、インド全国住宅銀行および1908年主要港信託法に従い設立された港湾信託により管理される住宅金融会社を認可しています。ただし、これらの企業が取締役会により承認されたリスク管理方針を守り、トラックIで調達されたECBについて、ECB損失可能投資額を100%ヘッジしておくことを条件とします。保守事業、修理事業、オーバーホール事業、および貨物運送事業に従事する企業は、ルピー建てECBのみを調達することが認められています。
- iv. RBIは、手ごろな価格の住宅、資本市場への投資、および株式投資に使用される場合を除き、不動産投資および土地の購入を含むすべてのトラック向けの最終用途の禁止対象リストを定めています。また、トラックIおよびトラックIIIについては、調達済みのECBが直接株主および間接株主または任意のグループ企業から調達された場合を除き、融資が最低平均満期5年を条件に行われる場合、(i) 運転資本、(ii) 一般的な企業の資金繰り、および (iii) ルピー融資の返済も最終用途として禁止されることとなります。また、前述の活動向けの企業に対する転貸しが認められません。

❖ ECB方針の改正

❖ 2018年4月6日、RBIは、RBIによる規制の対象となっている企業が仮想通貨の取引を行うこと、または個人または企業による仮想通貨による支払いを推進することを目的としたサービス（アカウント管理、登録、取引、決算、清算、仮想通貨と引き換えの融資、担保としての仮想通貨の利用、仮想通貨を取り扱う交換口座の開設、仮想通貨の売買に関連する口座への資金の送金・受領を含む）の提供を禁止する通達を発しました。この通達日時点でこれらのサービスをすでに提供している禁止対象企業は、2018年7月6日までにこれらのサービス提供を終了するよう指示が与えられています。このRBI通達に対し、同通達に対する停止許可を受けていない最高裁判所で異議申し立てが行われました。

❖ 仮想通貨取引の禁止

メディア および 通信

❖ 2018年6月25日、インド情報通信監査局がインドのテレビチャンネルのアップリンクおよびダウンリンクに関連する問題に対する勧告を発表しました。この勧告は、2011年にインド情報放送省により発表された衛星テレビチャンネルのアップリンクおよびダウンリンクに関するガイドラインの見直しおよび改正を目的として発表されました。この勧告は、秘密情報取り扱い許可要件の緩和、申請手続き全体の調整、ならびにアップリンクおよびダウンリンクの許可の譲渡の規制に関するものを含め、既存のアップリンクおよびダウンリンクに関する規制の枠組みのさまざまな変更を定めています。

❖ 「インドのテレビチャンネルのアップリンクおよびダウンリンクに関連する問題」に対するTRAIの勧告



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 周波数帯保有制限に関する改正

❖ インド情報通信省（以下「DoT」といいます）は、2018年5月30日付の通達により、2014年2月20日付の企業の和解、和議、合併に関する統合免許に従ったさまざまな分類の通信サービスのライセンス/認可の譲渡・統合のためのガイドラインを改正しました。

この改正に従い、DoTは、アクセスサービス用の特定周波数帯の50%の上限を撤廃し、一企業が保有できる全周波数帯の上限をアクセスサービス用に割り当てられた全周波数帯の35%まで、以前の25%から引き上げました。改訂されたこの全体上限は、サービス区域における免許に関する和解、和議、または合併および統合の計画実施の結果として設立された企業にも適用されます。

ただし、700 MHz帯、800 MHz帯、および900 MHz帯（以下「1GHz未満周波数帯」といいます）の周波数帯保有上限については、これとは異なります。DoTは、ある企業の合計保有周波数帯が1 GHz未満周波数帯で割り当てられた合計周波数帯の50%を超えてはならないと規定しています。ただし、個人、または1GHz以上での企業の合計保有周波数帯に対しては、この制限は適用されません。

DoTはまた、2012年、2013年、2014年、2015年、および2016年の周波数帯割り当てに関して、通信免許保持者が債務支払いの延期のため、1回分の支払額をより大きくすることも選択できる旨も公告しています。

延滞債務の支払猶予期間およびすでに支払われた金額に関する変更はありません。

❖ 機械間 (M2M) 通信サービス専用のSIMに対する制限機能導入に関する指示

❖ 2018年5月16日、DoTは、機械間（以下「M2M」といいます）通信サービス⁴用のSIMカード（以下「M2M SIM」といいます）に関連する維持事項、ならびに大部分の分類に収まるM2M通信サービスを提供する企業へのM2M SIMの発行についての関連の顧客熟知に関する指示事項および組み込み型SIMに関する指示事項を発表しました。

M2Mサービスを提供している企業は、M2Mサービスのための接続機能を提供する目的でDoTにより認可された通信免許保有者からSIMの発行を受けることが必要となる場合もあります。DoT発表の指示事項は、すべてのM2M SIMの所有権をM2Mサービスを提供する企業に帰属させなければならないことを明確に定めています。また、M2M SIMを搭載した機器を販売または譲渡する場合、M2Mサービスを提供している企業は、(i) MSM SIMの取得元の通信免許保有者に前述の機器の譲渡先の人物の詳細を知らせ、(ii) 加入者検証基準を遵守する責任を負います。通信免許保有者はまた、自社のデータベースでこれらの詳細情報を定期的に更新する必要があります。

❖ 2016年インド電信線路用地規則

❖ DoTは、2018年5月22日付の覚書により、2016年インド電信優先権規則（以下「ROW規則」といいます）の受益者をインフラ事業者カテゴリー-I（以下「IP-1」といいます）まで拡大しました。この拡大は、ROW規則の条項2 (d) に従い、「免許保有者」という用語には、相互に合意した条件で1885年インド電信法の条項4に従い免許が与えられた通信サービス事業者に対しダークファイバー、線路用地、ダクトスペースおよび鉄塔などの資産をリース、賃貸、売却する目的でこれらの資産を建設および維持管理することが認められたIP-1が含まれることを明確化することにより実現しています。

以前のROW規則は、現行のROW規則の範囲内ではIP-1を対象としていませんでした。ただし、線路用地については、各登録証書でIP-1に対し実質的に許可が出されており、不明確さの原因となっていました。今回DoTが発表した前述の説明により、この不明確さが解消されています。

❖ インターネット電話に関する説明および改正

❖ 2018年6月19日、DoTは、インターネット電話サービスが下位アクセスネットワークを利用した、携帯電話課金ネットワークに接続されないサービスであり、このサービスは、アクセスサービスプロバイダーにより他のサービスプロバイダーが提供するインターネットサービスを使用して顧客に提供可能である旨を説明した声明を発表しました。この説明に加え、DoTは、インターネット電話サービスに関連する特定条項を盛り込むため、統一免許を含む通信免許を改正しています。この改正の主な特徴として、以下が挙げられます。

- i. 国外から国際ローミングサービス利用者により発信されるインターネット電話の発呼は、免許を有する国際長距離電話事業者の国際ゲートウェイを経由する必要があります。国際着信接続料金を接続側アクセスサービスプロバイダーに支払う必要があります。
- ii. 免許保有者によるインターネット電話サービス提供に際し、携帯電話番号系列を使用する必要があります。携帯電話サービスとインターネット電話サービスで同じ番号を割り当てることができません。
- iii. 通信免許保有者は、各免許で指定されている（随時改正される）傍受および監視に関するすべての要件に従う必要があります。
- iv. このサービスの利用者に割り当てられるIPアドレスは、インターネット番号割当機関 (IANA) のIPアドレス方式に準拠する必要があります。

.....
4 機械間 (M2M) 通信サービスとは、識別子を割り当てられたオブジェクト/機器が接続されたネットワークを通して提供されるサービスをいい、このネットワーク内で、事前定義されたバックエンドプラットフォームを使用して直接またはある種のゲートウェイを介してM2M通信を行うことができます。「M2M通信」とは、必ずしも人の直接介入を必要としない既存通信技術および進歩を続ける通信技術を基盤として、複数の実体（オブジェクト、機器、モノ）の間で行われる通信をいいます。

- v. インターネットサービスを提供する免許保有者は、位置情報サービスを使用して、緊急電話番号の利用を推進することができます。現在、これは必須要件ではありません。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

税金

❖ 1961年所得税法（以下「IT法」といいます）の条項56(2)(viib)では、非公開会社とその公正な市場価値（以下「FMV」といいます）を上回る価格で株式を発行した場合、FMVを上回って受領された金額は、別の収入源からの収入として、当該企業の課税対象となります。同条項では、非公開会社の株式のFMVのさまざまな評価方法を規定しています。FMVのさまざまな評価方法の中で、規定されている方法の1つがマーチャントバンクまたは会計士による「割引フリーキャッシュフロー法」に従った計算です。

直接徴税中央委員会（以下「CBDT」といいます）は、2016年6月14日に、「スタートアップ」（インド産業政策促進局（以下「DIPP」といいます）による規定に従う）が受けた投資は、IT法の条項56(2)(viib)に規定の課税の対象から除外される（以下「エンジェル税免除」といいます）ことを規定した通達を発しました。

DIPPは、2018年4月11日、スタートアップが免税措置を受けるための手続きおよび基準を規定した公告（以下「本DIPP公告」といいます）を発しました。本DIPP公告は、(i) 提示された株式の発行後、払い込み済み株式資本および資本剰余金の合計額が1億ルピー（約150万米ドル）を超えないこと、(ii) 投資家または投資申込者が規定の基準を満たすこと、および(iii) スタートアップが該当規則に従い株式のFMVを指定した報告書をマーチャントバンクから取り寄せること、のエンジェル税免除措置を受けるため3つの条件を規定していました。

本DIPP公告に従い、CBDTは、2018年5月24日、額面価格を超える株式発行に対して企業が受領する対価が本DIPP公告の通知内容に従い省間認定委員会により下された承認に従って任意の投資家から受領された場合、IT法の条項56(2)(viib)の規定がかかる対価には適用されないことも公告しています。同時に、CBDTは、2018年5月24日、評価規則の「会計士」という用語を削除することにより、IT法の条項56(2)(viib)に定めた目的のため、マーチャントバンクの評価を必須化する旨の別の公告を発しています。

❖ インド企業以外の企業の課税対象所在状況を判断するための「実効的管理地」（以下「POEM」といいます）の概念がIT法で紹介され、2017年4月1日に発効しました。そこで2018年6月22日、CBDTは、収入の計算、損失の相殺または繰り越し、税金の徴収、回収、および節税に関してこれらインド企業以外の企業に適用されるIT法の通常の条項のうち、インド国内にPOEMを有する外国企業に適用すべき特定例外事項、修正事項、および変更事項を規定した公告を発しています。これらの規則は、とりわけインド国内にPOEMが存在するという理由で課税対象となっている外国企業の収入のみを対象としています。この公告の重要な点は以下のとおりです。

- i. **状況および税率：**インド国内にPOEMを有していることを理由としてインド国内に所在していると考えられる外国企業は、IT法の解釈上、なおも外国企業として扱われます。外国企業としての同企業および居住者としての同企業に適用される条項に矛盾が認められる場合、外国企業としての同企業に適用される条項が優先されます。インド国内にPOEMを有することを理由に居住者と考えられる外国企業に適用される税率は、外国企業に適用される税率（40%ならびに該当の追加税および物品税）と同じであり、インド国内企業に適用される税率（30%ならびに該当の追加税および物品税）より高くなっています。
- ii. **外国企業に対し行われる支払いの源泉徴収義務：**複数の源泉徴収条項が外国企業に対し居住者および外国企業として適用される場合、外国企業として適用される条項のみが適用されます。また、外国企業がインド居住者となる前に同企業に適用される源泉徴収条項を遵守していれば、源泉徴収条項を十分遵守しているものと判断されます。
- iii. **外国税額控除：**インド国内にPOEMを有する外国企業は、インドで納税義務を果たしていることを条件として、外国税額控除を受けることができます。
- iv. **損失および原価償却引当金の繰り越しおよび相殺：**今回の公告では、外国企業の累積損失および未吸収減価償却費を課税所得で相殺し、外国企業が管理している減価償却可能な資産の減価償却後資産簿価の計算の詳細な仕組みを定めています。

❖ エンジェル税免除公告

❖ 税金の計算に関するPOEM規則



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ❖ 1952年従業員積立基金制度に従い雇用者が支払うべき事務管理費

雇用

❖ インド労働雇用省により2018年5月21日に発表された公告番号S.O.2011 (E) により、中央政府は、各事業所の毎月の最低額を500ルピー、無機能事業所、すなわち拠出金を負担する構成員がいない事業所の最低額を75ルピーとして、1952年従業員積立基金制度に従い雇用者が支払うべき事務管理費を0.50%に固定しました。この公告は、2018年6月1日より発効します。2018年5月31日までの期間に関して支払われる事務管理費0.65%は、2018年6月1日まで引き続き適用されます。

知的財産

- ❖ 権利侵害の告訴却下の概要

❖ **Jaideep Mohan v. Hub International Industries & Anr.**⁵ の案件で、デリー高等裁判所（以下「デリー高裁」といいます）は、争点の明確化の最初の段階で商標権侵害の訴えを即時棄却しました。

Jaideep Mohan氏（以下「原告」といいます）は、Hub International Industries および NV Distilleries & Industries Pvt. Ltd.（以下「被告」といいます）に対し、商標「GOLDSMITH」が同じ商品、すなわちアルコール飲料に使用されている原告の登録商標「BLACKSMITH」に紛らわしいほどに類似しているとの理由で、とりわけ、商標「GOLDSMITH」の使用を止めさせるための恒久的差止命令を目的とした訴訟を提起していました。

被告は、クラス33（アルコール飲料を対象とする）における「SMITH」のマークの登録が申請中であったために原告は「SMITH」のマークの独占性を主張することはできず、従って、原告の告訴は1999年商標法の条項17に従い却下されるべきであると主張しました。また、被告は、原告が「BLACKSMITH」という語を使用する前から「SMITH」および「BLACKSMITH」の語を多くの企業が使用しており、ライバル商品のパッケージおよび体裁は完全に異なるものであるとも主張しました。

デリー高裁は、**Godfrey Philips India Ltd v. PTI Pvt Ltd.**⁶ を根拠として、商標権侵害および詐称通用をめぐるこの告訴を即時棄却し、「BLACKSMITH」および「GOLDSMITH」という語には明確に区別された意味があり、英語を話さない人々を含め、インドの大部分の人々により明確に理解されているため、商標権侵害は発生しておらず、告訴が実を結ぶ可能性がないとの見方を示しました。デリー高裁は、原告の売り上げの90%超が、関連需要者が単に「SMITH」という語の共通性により混乱する可能性が低い軍隊や警察の食堂での利用によりもたらされている事実も確信していました。

不動産

- ❖ RERAに規定のマハラシュトラ州上訴審判所の開設

❖ 2016年不動産（規制および開発）法（以下「RERA」といいます）は、各州の規制機関により下された命令に対して各州の上訴審判所に提起される上訴について規定しています。マハラシュトラ州では、マハラシュトラ州調停所（以下「MahaRT」といいます）がRERAに従い要求される上訴審判所の設置までの、マハラシュトラ州不動産規制局（以下「MahaRERA」といいます）により下された命令から発生した上訴の審理のための臨時の上訴審判所として指名されました。マハラシュトラ政府は、2018年5月8日に、MahaRERAにより下された命令から発生した上訴の審理のため、RERAに規定マハラシュトラ州の恒久的上訴審判所として、マハラシュトラ州不動産上訴審判所（以下「本上訴審判所」といいます）を設置しました。MahaRTで係争中のすべての事案は現在、本上訴審判所に移管された状態となっています。

5 2018 (74) PTC 154 (Del).

6 2017 SCC OnLine Del 12509.



❖ **M/s Lion Engineering Consultants v. State of Madhya Pradesh & Ors.**では上訴人を支持する形で下された判決に対し、被告が1996年仲裁調停法（以下「本仲裁法」といいます）の条項34に従い申立を行っていました。被告は、第一審裁判所により棄却されたものの、マドヤプラデシュ州高等裁判所により認められたこの申立を遅れて修正しようとした。申立人は、とりわけ、この変更により、本仲裁法の条項16に従い審判所に提起されていなかった本仲裁法の条項34に規定の申立の段階で新たな根拠が示されたため、この修正は認められるべきではなかったと主張して、最高裁判所に申し入れを行いました。

上訴人は、**MSP Infrastructure Ltd. v. MPRDC Ltd.**（以下「MSP インフラ事案」といいます）に依拠して、上訴を展開しました。

最高裁判所は、MSPインフラ事案の判決を破棄し、本仲裁法の条項34に規定の異議申立が条項16に従い提起されなかったとしても、両方の適用範囲は互いに独立しているため、裁判権の請願が本仲裁法の条項34に規定の異議申立により提起されることに制約はないとの見解を示しました。MSPインフラ事案の判決はまた、インドの公共方針が州法ではなく連邦、すなわち中央法の方針を意味するとの見解も示していました。最高裁判所は、この見解を覆し、「インドの公共方針」が州法か中央法かにかかわらず、インドで施行されている法を指すとの見解を示しました。

❖ **Indiabulls Housing Finance Limited v. Shree Ram Urban Infrastructure Limited**で内国会社法上訴審判所（以下「NCLAT」といいます）は、「法人債務者」を相手取った清算手続きがすでに開始されている場合に2016年破産倒産法（以下「IBC」といいます）の条項7に規定の用途が持続可能か否かの問題に直面しました。「法人債務者」を相手取った清算手続きがすでにムンバイ高等裁判所により開始されていたため、ムンバイ会社法審判所（以下「ムンバイ NCLT」といいます）により下された異議決定により、前述の用途が持続可能ではないものとして却下されていました。NCLATは、NCLTの決定を支持し、第2段階、すなわち清算手続きが開始されたら、第一段階、すなわち企業破産解決手続き（以下「CIRP」といいます）の開始に戻ることはないという見解を示しました。

❖ 2018年5月15日および2018年5月18日付の命令により、ムンバイNCLTは、エリクソンインディア社（以下「エリクソン」といいます）により、リライアンスコミュニケーションズ社（以下「RCom」といいます）、リライアンスインフラテル社（以下「RIL」といいます）、およびリライアンステレコム社（以下「RTL」といいます）を相手取って、IBCの条項9に従い提出された請願を認めていました。RCom、RIL、およびRTLは、特定の金融債権者や貸主合同委員会（JLF）とともに、NCLATに申し入れを行い、CIRPが資金回収を侵害するとの理由で猶予を求めています。2018年5月30日、NCLATは、RComがエリクソンに（本来支払うべき115億ルピー（約1億6700万米ドル）のうち）55億ルピー（約8000万米ドル）を支払い、和解による解決を図らせるため、2018年9月30日までCIRPを停止させる命令（以下「本NCLAT命令」といいます）を下しました。

NCLATは、CIRPの継続が認められたら、金融債権者および事業債権者の損失が増大する可能性があるとの当事者の主張を考慮して、ムンバイNCLTにより下された2018年5月15日付けおよび2018年5月18日付の命令に対する猶予を認めています。本NCLAT命令は、管財人がRCom、RIL、およびRTLの経営陣の活動を認めることを義務付けており、別途命令が下されるまでCIRPの延期を決定しています。

これは、事業債権者の請願がNCLTにより認められ、CIRPが開始された後に、事業債権者が当然受けるべき支払いの問題が和解により解決された場合にこの処理が破棄または延期されることがあるという主張の先例となるとも言えます。

❖ 仲裁判決の取り消し手続き中に初めて提起されることが認められている裁判権の新規請願

❖ 清算手続き開始後のIBCに規定の用途の持続性に関するNCLATの決定

❖ NCLAT、法定外の和解に基づき、リライアンスグループ各社を相手取った破産申立の認定を延期



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖
VC Circle, 2018, 2017, 2016 & 2015 において
Law Firm of the Year を受賞

❖
India Business Law Journal, 2018 & 2017 において
Law Firm of the Year | Best Overall Law Firm of the Year を受賞

❖
Corporate USA Today – Law Awards 2018 において
Best Law Firm of the Year – India を受賞

❖
ALB SE Asia Law Awards, 2018 において
India Deal Firm of the Year を受賞

❖
Corporate INTL, 2018 において
Law Firm of the Year in India を受賞

❖
AsiaLaw Profiles, 2018 において
Outstanding Law Firm of the Year, India | Corporate and Mergers & Acquisitions
Highly Recommended Law Firm of the Year を受賞

❖
Thomson Reuters' Emerging Markets M&A Legal Rankings, Q1 2018 の
Indian M&A Announced Deals League Table by Value and Volume において
1位を受賞
Indian M&A Completed Deals League Table by Value and Volume において
1位を受賞

❖
Bloomberg's Global M&A, Legal Rankings, Q1 2018 の
Indian M&A Announced Deals League Table by Deal Value and Deal Count において
1位を受賞

❖
Mergermarket's Global and Regional M&A, League Tables of Legal Advisors, Q1 2018 の
Indian M&A Rankings by Deal Value and Deal Count において
1位を受賞

❖
Mergermarket's Global and Regional M&A, Legal Rankings, Q1 2018 の
India and Asia (excl. Australasia & Japan) in the
M&A Announced Deals League Table by Deal Value and Deal Count において
1位を受賞

❖
Venture Intelligence League Tables of Legal Advisors, 2017 の
PE and M&A Rankings by Deal Count and Deal Value において
1位を受賞

❖
Chambers Asia-Pacific Awards, 2017 において
Client Service Law Firm of the Year を受賞

❖
International Legal Alliance Summit Awards, 2017 において
Best Indian Law Firm を受賞

❖
RSG Top 40 Indian Law Firms Ranking, 2017 において
1位を受賞

❖
Legal Era Awards, 2016 において
Best National Corporate Law Firm | Best Overall National Law Firm of the Year を受賞

❖
Corporate INTL, 2016 において
M&A Law Firm of the Year を受賞

免責事項： このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする前には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partners は、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動したこと、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話 (+91 22 6639 6880) にてお知らせください。

Copyright © AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partners から書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて < editor.interalia@azbpartners.com > までお寄せください。